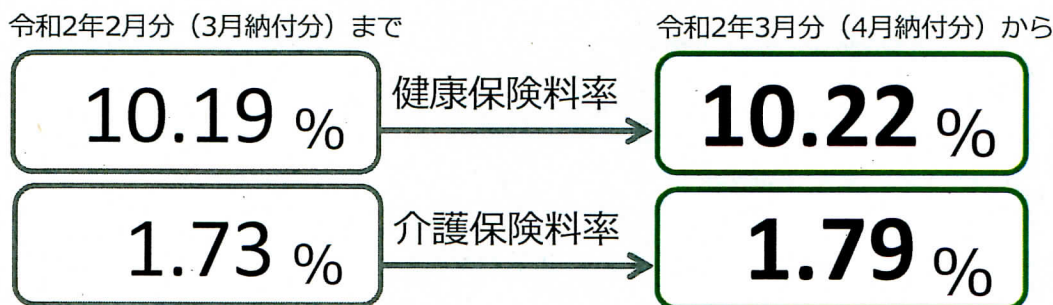


加入者・事業主の皆さまへ

令和2年3月分（4月納付分）から 大阪支部の保険料率に変更されます



40歳から64歳までの方（介護保険第2号被保険者）は、健康保険料率と介護保険料率をあわせた率となります。

皆さまのご理解をお願い申し上げます。

なぜ都道府県によって健康保険料率が違うのでしょうか？

都道府県ごとの保険料率は、地域の加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。このため、疾病予防などの取組により都道府県の医療費が下がれば、その分都道府県の保険料率も下がることとなります。

平成30年度よりこのインセンティブ制度が導入され、取組結果が令和2年度保険料率に反映されています。

インセンティブ制度とは・・・？

5つの評価指標に基づき47都道府県支部単位でランキングづけし、上位23支部の保険料率を引き下げる制度です。

5つの評価指標

- ① 特定健診等の受診率
- ② 特定保健指導の実施率
- ③ 特定保健指導対象者の減少率
- ④ 要治療者の医療機関受診率
- ⑤ ジェネリック医薬品の使用割合

加入者お一人おひとりの行動の積み重ねが、皆さまの健康維持と医療費の伸びを抑えることに結び付きます。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

<お問い合わせ先>

全国健康保険協会（協会けんぽ）大阪支部

電話 06-7711-4300（自動音声案内） おかけ間違いにご注意ください

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日・年末年始を除く）

〒550-8510 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル6階

協会けんぽ 大阪 検索

